



【地球温暖化対策地域協議会とは】

「地球温暖化対策地域協議会」は、民生部門の温室効果ガスの排出量を削減するため、『温対法』に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進センター、推進員、事業者、住民等が構成員となり温室効果ガスの排出の抑制等に関して必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するものです。四国地方には4つの協議会（※香川県1／徳島県2／愛媛県0／高知県2）が存在し『高知県地球温暖化防止県民会議』もそのひとつです。（※令和元年9月時点）

[高知県内の地域協議会：高知県地球温暖化防止県民会議／香美市地球温暖化対策地域協議会]

【高知県地球温暖化防止活動推進センターとは】

「高知県地球温暖化防止活動推進センター」は、平成18年4月からNPO法人環境の杜こうちが指定を受けて運営を行っています。地球温暖化防止活動推進センターは『温対法』によって、各都道府県知事（市長）の指定により設置することが規定されており、地球温暖化防止に関する「啓発・広報」「活動支援」「照会・相談」「調査・研究」「情報提供」などを行っています。



高知県地球温暖化防止活動推進センター

（運営：NPO法人環境の杜こうち）

〒780-0935 高知市旭町三丁目115番地 こうち男女共同参画センター「ソーレ」3階

TEL：088-822-5554 FAX：088-802-2205

E-MAIL：kccca@npo-kankyonomori.com

URL：<http://npo-kankyonomori.com/ondanka/>

発行：令和3年6月「地域における地球温暖化防止活動促進事業」

ゼロカーボンシティ 支援ハンドブック

地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ

1. 地域脱炭素は、地域課題の解決につながる**地方創生**（**地域の魅力と質の向上**）

経済・雇用

再生エネルギー資源
地産地消

快適・利便

断熱・気密向上
公共交通

循環経済

生産性向上
資源活用

防災・減災

エネルギー確保
生態系の維持

✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積あたりの太陽光を世界一まで拡大してきた。他方で、**再生エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再生エネポテンシャルを最大限活かす**。

✓ 一方、9割超の自治体の**エネルギー収支が赤字**（2013年）再生エネポテンシャルを最大限活用することにより、地域の中において資金を循環させることが重要。

2. **足元から5年間**に政策を総動員し（適用可能な最新技術による対策の集中実施）

①100か所以上の脱炭素先行地域づくり

②全国で脱炭素実現の基盤となる重点対策実施

により、脱炭素と地方創生の同時達成の姿を全国・海外に伝搬（**脱炭素ドミノ**）



多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成

同時に、地域課題を解決した強靭で活力ある地域社会を実現

地域脱炭素ロードマップ骨子案より／国・地方脱炭素実現会議（令和3年4月20日）

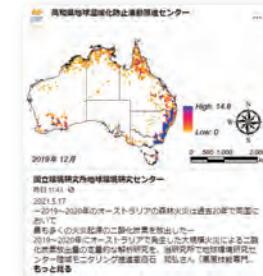
このハンドブックは温対法の改正や、昨年末に高知県知事が行った「ゼロカーボンシティ宣言」の内容に沿って、高知県内における脱炭素社会構築に向けた取組の加速化を目指して作成しました。各自治体におけるゼロカーボンシティ宣言の実行と、その後の具体的な対策推進にお役立て下さい。

地球温暖化対策に高知県地球温暖化防止活動推進センターをご活用ください

情報共有 (SNS・HPなど)

高知県内の動向のほか、全国各地の地球温暖化防止活動推進センターが発信する情報を集約し「Facebook」「Instagram」「Twitter」などから発信しています。

Facebook記事例



Instagram記事例



Twitterの記事例



温暖化対策に関わる担当者間の情報共有

高知県地球温暖化防止活動推進センターでは、高知県内の温暖化対策に関わる自治体職員を対象とした情報共有ツール「※slack (スラック)」を立ち上げましたので、ぜひご活用ください。



計画づくりと実践

令和3年度中に、高知県地球温暖化防止活動推進センター職員が高知県内の全市町村を訪問します。そこでお聞かせいただいたお話をもとに、必要な情報収集や資料提供、また専門家にお繋ぎなどもできます。計画策定などにぜひご活用ください。また、各自治体の取組の情報発信や講師派遣なども随時行っています。

【相談・支援・連携・協力の一例】

★相談・照会・資料提供

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

★専門家の紹介



★実践活動における
推進員や講師の派遣



★キャンペーンや
各補助制度などの
周知



『地球温暖化対策地域協議会を立ち上げて効果的な温暖化対策を』

脱炭素社会の構築には「再エネ」が欠かせません。改正された温対法では『地域への積極的な再エネの導入と、そのプロセスにおいて地域との合意形成が重視される』ことになりました。地域住民や地元企業の協力を得ながら共に脱炭素社会構築に向けた基盤をつくりましょう！

[地球温暖化対策の推進に関する法律を改正する法律案の閣議決定について（環境省報道資料）より作図]

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の概要

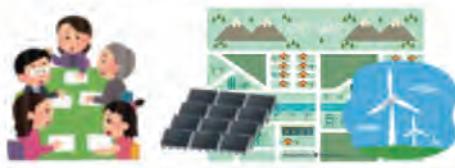
昨年秋に宣言された**2050年カーボンニュートラルを基本理念**として法に明確に位置付けるのに加え、その実現に向けた具体的な方策として、**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組**や、**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化**を推進する仕組み等を措置するものです。

■ 背景

- 昨年、我が国は、**パリ協定**に定める目標（=世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、**2050年カーボンニュートラル**を宣言した。

【地域】

自治体の「ゼロカーボンシティ」宣言の実現等に向け、自治体が中心となり、円滑な地域合意を図り、地域の再エネ資源等を**地域の課題解決**に貢献する形で利用していく環境整備が必要（地域トラブル事例の減少にも貢献する）



【企業】

脱炭素経営に取り組む日本企業を後押しするため、こうした企業の取組が**投資家等**から適切に評価される環境整備が必要



脱炭素経営の取組

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や 「2050年カーボンニュートラル宣言」基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG 投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続きのデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。